熱海市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月22日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市条例第18号

熱海市印鑑条例の一部を改正する条例

熱海市印鑑条例(昭和50年熱海市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第4号中「一辺」を「1辺」に改め、同条第3項中「カタカナ表記」を「片仮名表記」に改める。

第6条第5号中「出生年月日」を「生年月日」に改め、同条第8号中「カタカナ表記」を「片仮名表記」に改める。

第7条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第8条第1項本文中「印鑑登録者が、」を削り、「汚染又はき損」を「汚染し、又は毀損」 に改め、「ときは、」の次に「印鑑登録者又はその代理人は、」を加え、同項ただし書中「第 9条」を「次条」に改める。

第9条中「印鑑登録者が」を削り、「ときは、」の次に「印鑑登録者又はその代理人は、」 を加え、「届出なければ」を「届け出なければ」に改める。

第10条に次の1項を加える。

4 前3項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自ら地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を介して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を使用し、その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

第11条第1項中「写」を「写し」に改め、同項第3号中「出生年月日」を「生年月日」に 改め、同項第6号中「カタカナ表記」を「片仮名表記」に改める。

第12条第1項中「印鑑登録者が、」を削り、「ときは、」の次に「印鑑登録者又はその代理人は、」を加え、同条第2項中「印鑑登録者が」を削り、「ときは、」の次に「印鑑登録者 又はその代理人は、」を加える。

第13条第1項中「印鑑登録者」の次に「又はその代理人」を加え、「届出なければ」を

「届け出なければ」に改める。

第15条第1項第3号中「カタカナ表記」を「片仮名表記」に改める。

附則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。